

## ○富山県富山空港条例施行規則

昭和38年 8月10日

富山県規則第37号

改正 昭和47年 4月25日規則第29号  
昭和51年 9月11日規則第44号  
昭和55年 7月29日規則第46号  
昭和59年 3月17日規則第 4号  
平成 3年 3月30日規則第13号  
平成11年 3月26日規則第 4号  
平成15年12月26日規則第83号  
平成17年 3月 4日規則第 2号  
平成18年 3月10日規則第 5号

富山県富山空港条例施行規則を次のように定め、公布する。

### 富山県富山空港条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(空港施設の運用時間外使用許可)

第2条 条例第3条第2項の規定による許可を受けようとする者は、空港施設運用時間外使用許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(昭47規則29・追加、昭59規則4・旧第3条繰上・一部改正)

(空港施設の使用又は使用変更)

第3条 条例第4条の規定により空港の施設の使用又は使用の変更をしようとする者は、空港施設使用（使用変更）届出書（様式第1号の2）を知事に提出しなければならない。

(昭59規則4・追加)

(許可等の手続の特例)

第3条の2 緊急の必要その他やむを得ない理由により、あらかじめ第2条の申請書又は前条の届出書を提出することができない場合は、電話、電信その他の方法により行うことができる。

2 前項の方法によつた場合は、着陸後速やかに第2条の申請書又は前条の届出書を知事に提出しなければならない。

(昭59規則4・追加)

(制限区域への立入り)

第4条 条例第8条第3号に規定する知事が必要と認めた者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 燃料、貨物、郵便物等の積卸しの業務に従事する者
- (2) 消防、救急及び警備の業務に従事する者
- (3) 河川管理の業務に従事する者
- (4) 災害及び事故の救難、調査等の業務に従事する者
- (5) 前各号に定める者のほか、特に知事の承認を受けた者

2 条例第8条第2号及び前項各号に掲げる者で制限区域に立ち入ろうとするものは、空港制限区域立入証(腕章)交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、空港制限区域立入証(様式第2号の2)又は腕章(様式第2号の3)の交付を受けなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(昭59規則4・全改)

(車両の使用又は取扱い)

第4条の2 条例第9条ただし書に規定する知事が必要と認めた場合は、条例第8条第2号及び前条第1項各号に掲げる者がその業務に伴い車両を使用し、又は取り扱う場合とする。

2 条例第9条ただし書の規定により制限区域において車両を運転し、又は知事が定める駐車場以外の場所において車両を駐車し、修理し、若しくは清掃しようとする者は、空港制限区域車両使用・取扱証(標旗)交付申請書(様式第2号の4)を知事に提出し、空港制限区域車両使用・取扱証(様式第2号の5)又は標旗(様式第2号の6)の交付を受けなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(昭59規則4・追加)

(危険物等の取扱いの許可)

第5条 条例第10条第2号及び第3号の規定による許可を受けようとする者は、危険物等取扱許可申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(昭47規則29・旧第4条繰下、昭59規則4・一部改正)

(工作物設置等の許可)

第6条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、工作物設置等許可申請書(様式第4号)又は工作物設置等変更許可申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(昭47規則29・旧第5条繰下)

(構内営業の許可)

第7条 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、構内営業許可申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(昭47規則29・旧第6条繰下)

(構内営業の休業止)

第8条 条例第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、構内営業休業(廃)止届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(昭47規則29・旧第7条繰下、昭59規則4・一部改正)

(有料駐車場の入出庫時間)

第9条 条例第16条第1項に規定する駐車場(以下「有料駐車場」という。)に車両を入庫させ、又は出庫させることができる時間は、6時から22時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の時間を変更することができる。

(平3規則13・追加、平18規則5・一部改正)

(有料駐車場の利用車両)

第10条 有料駐車場を利用することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車(積載物又は取付物を含めて、長さ5.5メートル以下、高さ2.5メートル以下のものに限る。)とする。

(平3規則13・追加、平18規則5・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、条例第17条の規定により使用料を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のため使用するとき。
- (2) 航空管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられて着陸し、又は停留したとき。
- (3) 災害のため、やむを得ず着陸し、又は停留したとき。
- (4) 試験飛行のため着陸したとき。
- (5) 離陸後やむを得ない理由により、他の空港に着陸することなく再び着陸したとき。
- (6) やむを得ない理由により不時着したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。

(昭47規則29・旧第8条繰下、昭55規則46・一部改正、平3規則13・旧第9条繰下)

(使用料の減免申請)

第12条 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減額(免除)申請書(様式第8号)を

知事に提出しなければならない。ただし、知事はやむを得ないと認めた場合は、これを省略することができる。

(昭47規則29・旧第9条繰下、平3規則13・旧第10条繰下)

(細則)

第13条 知事は、この規則に定めるもののほか、空港の施設のうち河川区域に係る施設の管理については、河川管理者と協議して必要な事項を定めるものとする。

(昭59規則4・追加、平3規則13・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年規則第29号)

この規則は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則 (昭和51年規則第44号)

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県富山空港条例施行規則第9条第3項の規定は、この規則の施行日前に空港の施設の使用を開始した者で、同日以後も引き続き空港の施設を使用するものの当該使用の期間に係る停留料については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和59年規則第4号)

この規則は、昭和59年3月18日から施行する。

附 則 (平成3年規則第13号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成15年規則第83号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成18年規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名) 印

空港施設運用時間外使用許可申請書

富山県富山空港条例第3条第2項の規定により、運用時間外における空港施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用航空機の型式 及び登録番号	
最大離陸重量	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用しようとする 施設	滑走路 誘導路 エプロン 夜間照明施設
使用の理由	
その他参考事項	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第1号の2(第3条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名)

空港施設使用(使用変更)届出書

富山県富山空港条例第4条の規定により、空港施設を使用したいので、次のとおり届け  
出ます。

使用航空機の型式 及び登録番号	
最大離陸重量	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用しようとする 施設	滑走路 誘導路 エプロン 夜間照明施設
使用の理由	
その他参考事項	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名) ㊟

空港制限区域立入証(腕章)交付申請書

富山県富山空港条例施行規則第4条第2項の規定により、空港制限区域立入証(腕章)の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

立入者	氏 名	
	住 所	
立 入 理 由		
立 入 場 所		
立 入 期 間		年 月 日～ 年 月 日
そ の 他 参 考 事 項		

備考

- 1 写真(申請前6月以内に無帽かつ正面上半身を写した縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもの)2葉を添付すること。
- 2 車両で立ち入る場合は、運転免許の種類及び使用車両の自動車登録番号又は車両番号をその他参考事項欄に記載すること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



様式第2号の2(第4条関係)

空港制限区域立入証  
(表)

空 港 制 限 区 域 立 入 証		No. _____
写 ち よ う 付  真 付	氏 名 _____	
	住 所 _____	
	所 属 _____	
下記の区域に立ち入ることができる者であることを証する。		
有効期限      年    月    日まで 年    月    日		
富山県知事 <span style="float: right;">印</span>		
エプロン	着 陸 帯	その他の区域 (                    )
9センチメートル		
6.5センチメートル		

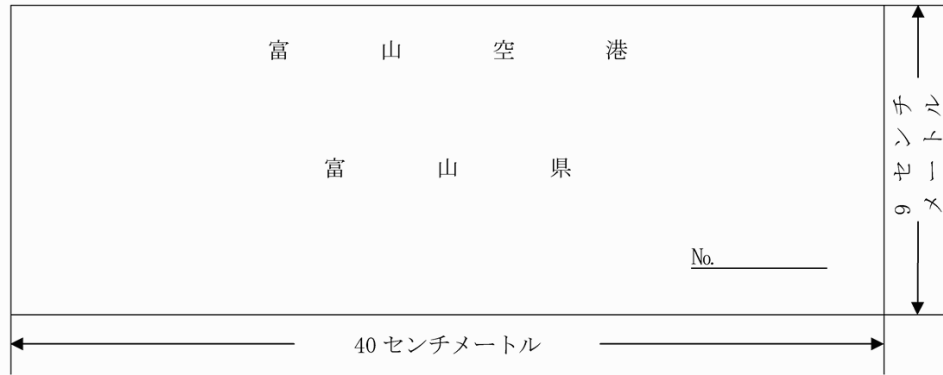
(裏)

注意

- 1 制限区域においては、本証を常に左胸部に外部から容易に確認できるように用いなければならない。
- 2 本証は、交付の目的以外に使用してはならない。
- 3 有効期間の満了等により、本証が無効となったときは、直ちに返納しなければならない。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 写真及び契印のないときは、無効とする。
- 6 富山県富山空港条例を遵守しなければならない。
- 7 前各項に違反した場合は、本証を没収することがある。

様式第2号の3(第4条関係)

腕章



備考 地の色彩は黄色とし、文字の色彩は黒色とする。

様式第2号の4(第4条の2関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名) 印

空港制限区域車両使用・取扱証(標旗)交付申請書

富山県富山空港条例施行規則第4条の2第2項の規定により、空港制限区域車両使用・取扱証(標旗)の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

自動車登録番号 又は車両番号	
車名及び型式	
車両の所有者	
使用・取扱いの 目的	
立 入 区 域	
期 間	年 月 日～ 年 月 日
搭載物件の概要	
事故防止のため の措置	

備考

- 1 自動車検査証(写し)又はこれに準ずるものを添付すること。
- 2 特殊な形状の車両の場合は、略図を添付すること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第2号の5(第4条の2関係)

(表)

第 号

住 所  
氏名又は名称

空港制限区域車両使用・取扱証

年 月 日

富山県知事



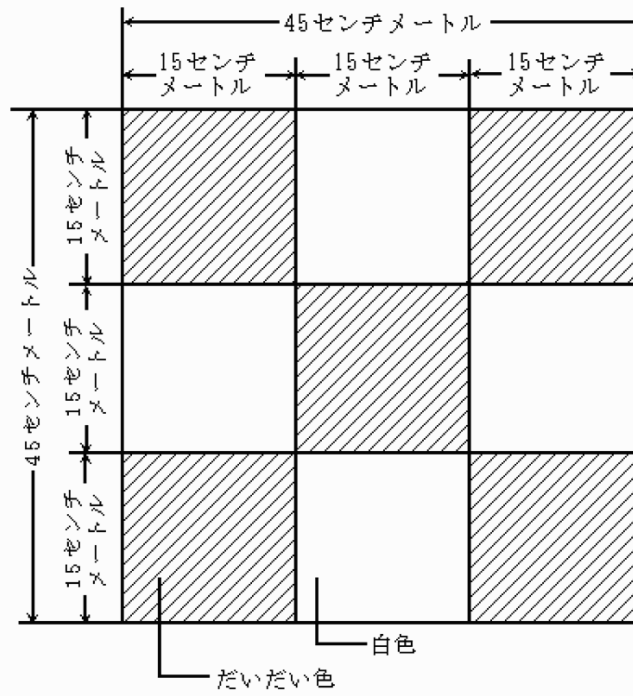
自動車登録番号又は車両番号	
車名及び型式	
車両の所有者	
使用・取扱いの目的	
立入区域	
有効期間	年 月 日～ 年 月 日
搭載物件の概要	
その他の事項	

(裏)

注意
1 制限区域内においては、本証を常に車両の容易に確認できる場所に掲示しなければならない。
2 本証は、交付の目的以外に使用してはならない。
3 有効期間の満了等により本証が無効となったときは、直ちに返納しなければならない。
4 本証を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに届け出なければならない。
5 富山県富山空港条例を遵守しなければならない。
6 前各項に違反した場合は、本証を没収することがある。

様式第2号の6(第4条の2関係)

標 旗



様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名) 印

危険物等取扱許可申請書

富山県富山空港条例第 10 条の規定により、空港内において危険物等の取扱いの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

危険物等の名称	
取り扱う理由	
取扱いの期間及び時間	年 月 日から 年 月 日まで 時から 時まで
取扱いの場所	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名)

工作物設置等許可申請書

富山県富山空港条例第 11 条の規定により、空港内において

〔 工作物の設置  
土地の使用  
建物その他の施設の使

用

の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

場 所	
工作物等の種類及び数量	
目的及び理由	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 戸籍抄本又は登記事項証明書
- 2 工作物の設置にあつては、設計図、仕様書及び工事明細書

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名)

工作物設置等変更許可申請書

富山県富山空港条例第 11 条の規定により、工作物の設置等の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 指 令 番 号	年 月 日 富山県指令 第 号
変 更 内 容	
変 更 理 由	

備考 変更事項が工作物の増改築であるときは、設計図、仕様書及び工事明細書を添付すること。



様式第6号(第7条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名)

構 内 営 業 許 可 申 請 書

富山県富山空港条例第12条第1項の規定により、空港内における営業の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営 業 の 種 類	
目 的	
資 本 の 額	
利 用 す る 施 設	
営 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
現に行っている営業がある場合は、その営業の概要	
そ の 他 参 考 事 項	

添付書類

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(個人にあつては、戸籍抄本及び資産又は納税に関する証明書)
- 3 営業について主務官庁の許可を必要とする場合は、当該営業の許可書又は許可書の写し

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名(名称及び代表者の氏名)

構内営業休(廃)止届出書

富山県富山空港条例第12条第2項の規定により、空港内における営業を 休止  
廃止 したいので、次のとおり届け出ます。

営業許可年月日及び指 令番号	年 月 日 富山県指令 第 号
休(廃)止の理由	
休止の期間又は廃止の 年月日	休止期間 年 月 日から 年 月 日まで 廃 止 年 月 日
その他参考事項	

様式第 8 号(第 12 条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名) 印

使用料減額(免除)申請書

富山県富山空港条例第 17 条の規定により、使用料の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

使用料の種類	
減額(免除)を受けようとする理由	
減額(免除)を受けようとする使用料の額	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第1号（第2条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・一部改正）

様式第1号の2（第3条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・平15規則83・一部改正）

様式第2号の2（第4条関係）

（昭59規則4・全改）

様式第2号の3（第4条関係）

（昭59規則4・追加）

様式第2号の4（第4条の2関係）

（昭59規則4・追加、平11規則4・一部改正）

様式第2号の5（第4条の2関係）

（昭59規則4・追加）

様式第2号の6（第4条の2関係）

（昭59規則4・追加）

様式第3号（第5条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・平17規則2・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・平17規則2・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（昭59規則4・全改、平11規則4・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（昭59規則4・全改、平3規則13・平11規則4・一部改正）